

市廃審 第27-005号
平成28年1月18日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長 三 橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第78回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第78回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成27年12月22日(火) 10時00分～12時00分
- [開催場所] 市川市役所 市川南仮設庁舎 1階 会議室
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、大場諭委員、代谷陽子委員、岩田元一委員、福島満委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、稲垣操委員、石井静雄委員、宮方英二委員(以上12名)
- [事務局等] (1)清掃部 吉野部長
(2)循環型社会推進課 竹中課長、松丸主幹、道家、藤原、河村、佐々木、堀川、岡
(3)清掃事業課 村越課長、吉岡主幹
(4)清掃施設計画課 山口課長
(5)クリーンセンター 川島所長
- [傍聴者] 3名
- [会議次第] (1)開会
(2)議題 さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について
①報告事項
・前回の審議会における主なご意見等について
・意見交換会の開催状況等について
・アンケート集計結果(速報値)
②「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)について
(3)閉会
- [配付資料] 資料1 前回の審議会における主なご意見等
資料2 意見交換会の開催状況等について
資料3 アンケート集計結果(速報値)
資料4 「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)
- [会議概要] 配付した資料に基づき、事務局から説明を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 00 分

三橋会長：定刻になりましたので、ただ今から「第 78 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から連絡事項等がありましたらお願い致します。

竹中課長：本日の会議につきましては、金子 正 委員、金子 俊郎 委員、高橋 洋平 委員の 3 名が所用にて欠席されていますが、委員 15 名の方の半数以上が出席されております。本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議で開催させていただきます。なお、傍聴者が 1 名いらっしゃいますので、ご了承ください。

以上でございます。

— 傍聴者を室内へ誘導する —

(その後、傍聴者が 2 名追加となった)

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長：早速ですけれども、本日の議題、市長から諮問された、「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申について審議を進めてまいりたいと思います。議題として、

- (1) 報告事項、
- (2) 「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)について

とありまして、(2) が今日の中心の議題となります。皆様よろしくお願い致します。それでは、事務局から、議題 (1) の報告をお願い致します。

【配付資料確認】

竹中課長：はじめに、資料の確認をさせていただきます。

- 資料 1 前回の審議会における主なご意見等について
- 資料 2 意見交換会の開催状況等について
- 資料 3 アンケート集計結果(速報値)
- 資料 4 「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)について

なお、資料 3 の最後に「別紙」としまして、皆様の机にお配りしている A3 横の

紙を追加していただきたくお願い致します。

また、机の上に「別紙4」が置いてある委員の皆様は、郵送したものと差し替えをお願い致します。

不足している資料がございましたら、事務局までお申し付けください

【議題1 報告】(資料1～資料3)

竹中課長：それでは、資料1～資料3について報告させていただきます。

＜資料1 前回の審議会における主なご意見等＞

前回の審議会における主なご意見等について、ご報告いたします。

資料1 「前回の審議会における主なご意見等」をご覧ください。

前回の審議会委員の皆様から頂戴いたしました、主なご意見について、まとめたものでございます。

いくつか抜粋してご紹介いたしますと、

(1) 家庭ごみ有料化制度について

1の家庭ごみ有料化制度に関しましては、プラスチック製容器包装類の取扱いについて、

○家庭ごみ有料化の前提として、対象品目や資源物として排出できる汚れの基準などを、市民に分かりやすく示すことが必要である

○ペットボトルは無料とし、それ以外のプラスチック製容器包装類は有料化の対象としてはどうか

といったご意見がございました。

また、料金水準につきましては、

○市民へ料金水準の設定根拠を示す必要があり、本市の削減目標を達成できる料金水準や近隣市の平均値を根拠とすることが分かりやすいのではないかと

といったご意見がございました。

(2) ごみ収集回数の削減について

2のごみ収集回数の削減に関しましては、

○各家庭における夏の生ごみ対策への懸念

○ビン・カンや紙類・布類についてさらに収集回数を削減してみてもどうか

といった趣旨のご意見が多くございました。

(3) 戸別収集方式の導入について

2ページをお願い致します。

3の戸別収集方式の導入に関しましては、コストの面について、

- 市民への説明が難しい
 - 増加に見合うだけの費用対効果があるのか考えるべき
- といったご意見がございました。

また、戸別収集方式導入の方法について、

- 一部を戸別収集にして、多くは従来の集積所収集という組み合わせもあるのではないか
- といったご意見や、会議終了後に頂戴したご意見として、
- ごみの排出が困難な高齢者等の支援、という観点に限った戸別収集も考えられるのでは
- といったご意見がございました。

(4) その他

なお、4のその他として、

- 3つのプラン以外に、剪定枝の資源化を考えてはどうか
- といったご意見がございました。

<資料2 意見交換会の開催状況等について>

続きまして、資料2「意見交換会の開催状況等について」をご覧ください。

11月中旬から12月中旬にかけて、3つのプランの具体的な検討項目などにつきまして、市民の皆さまからご意見を伺うため、市内の各地域の自治会の皆様を対象とした14回と、全市民対象の4回、合計**18回の意見交換会**を開催いたしました。合計で**569人**の参加者がございました。

なお、市民説明会・意見交換会・その他出前説明のこれまでの開催状況についてですが、8月の市民説明会の開催以降、開催回数は合計**45回**、延べ**1,145人**の方にご参加いただいたところでございます。

<資料3 アンケート集計結果（速報値）>

続きまして、資料3「アンケート集計結果（速報値）」をご覧くださいませでしょうか。こちらは、

- 計18回の意見交換会におけるアンケート
- 市内在住者3,000人を対象とした郵送によるアンケート
- 市内在住の登録者約6,000人を対象に実施したe-モニターのアンケートの結果をとりまとめたものでございます。

(問1) 性別・年齢 等

問1のイ) 年齢をご覧ください。

「意見交換会」においては60歳代以上の方が多くなっておりませんが、「郵送アンケート」、「e-モニター」におきましては30歳代から50歳代の方の一定数の回答があったところでございます。

続いて、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

エ)をご覧ください。

住まいの形態として、「意見交換会」では、戸建住宅の回答が大多数でございますが、

「郵送アンケート」、「e-モニター」では戸建住宅と集合住宅が概ね半々の回答となっております。

(問2) 家庭ごみ有料化の導入

続いて、4ページでございます。

問2は家庭ごみ有料化の導入についての設問ですが、いずれのアンケートにおいても、およそ半数の方々が導入すべき、若しくは、導入もやむを得ないとの回答結果となっております。

一方で、比較的若年層の回答が多い「e-モニター」での回答では導入すべきでないとの回答の割合が高い結果となっております。

(問3) 家庭ごみ有料化の料金水準

問3は料金水準についての設問ですが、100円、300円、500円の回答比率が比較的高くなっております。

料金水準については、問2の設問で有料化を導入すべきでないと回答した方々の回答に留意して分析を進める必要があると考えております。

(問4) 家庭ごみ有料化の資源物の取扱い

続きまして、問4は家庭ごみ有料化を導入した場合の、資源物の取り扱いについての設問でございます。

いずれのアンケートにおきましても、無料とすべきとの回答が半数以上を占めております。

ただし、燃やすごみ・燃やさないごみよりも料金を安くした方がよい、または、同じ料金でよいとの回答も一定数あったことから、資源物を対象品目とするか否かは、その料金水準も含めて、慎重に判断する必要があると考えます。

(問5) 戸別収集方式の導入

続きまして、5ページをご覧ください。

問5は戸別収集方式の導入についての設問でございます。いずれのアンケートにおきましても、実施しなくていいとの回答が半数前後となっております。

戸建住宅の回答が8割を超えている意見交換会でのアンケート結果においても、

実施した方がよいとの回答が 2割ほどに留まっております。

(問6) ごみ収集回数の削減

続きまして、問6はごみの収集回数削減の是非についての設問でございますが、燃やすごみ、燃やさないごみ、ビン・カンの収集回数削減について、いずれのアンケート結果においても、減らしても良い、若しくは、減らすのもやむを得ないとの回答が 7割前後を占める結果となっております。

(別紙) 年代別集計結果

続きまして、A3別紙の資料をご覧ください。これは、アンケートの集計結果を年代別に見やすくまとめたものでございます。家庭ごみの有料化については、導入すべき、導入もやむを得ないの合計が 51%、導入すべきでないと答えた年代が 若い年代ほど多い、ということが見て取れます。

続きまして、戸別収集方式の導入では、実施しなくてもよいと答えた人が 54.8%、実施した方がよいと答えた年代が、年齢の 高い世代ほど多くなっているという結果となっております。

ごみ収集回数の削減については、減らしてもよい、減らすのもやむを得ないの合計が 68.6%、減らすべきではないと答えた年代が、若い世代ほど多くなっています。

報告は以上でございます。

【議題1の質疑応答】

三橋会長：以上の説明でお分かりのように、有料化にあたって、市民の声をいろいろな角度から収集して、それなりに課題となっている問題点も見えてきたと思います。
以上の説明について、ご意見・ご感想などあればお出してください。

大場委員：アンケートの件で、確認。アンケートの速報値の中で問3ですね。e-モニターのところ、料金ですね。1ヶ月どのくらいだったら許せるか。意見交換会も郵送もそうですけれども、57%が400円まで。e-モニターについては400円までが64%。意見交換会は高齢の方が出ているが、それでも40.81%。この400円という設定はリットルあたり何円なのか。

竹中課長：リッター400円とした場合は、意見交換会でも例示としてあげさせていただけるもの、例えばですが、450のごみ袋週2回排出するとした場合、リッターあたり1円とした場合、これが450×2、週2回、それが4週でございますので360円。

300のごみ袋を週2回排出するとした場合、リッターあたり2円であれば480円。リッターあたり1.5円であれば360円。

といった試算であります。以上でございます。

三橋会長：それでは、よろしいでしょうか。

今の資料もまた、(2)の「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)を審議する時にまた触れていただいても結構ですから。それでは「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)について、事務局からお願いします。

【議題2】「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の 答申(素案)について

松丸主幹：事務局の松丸でございます。

資料4を説明させていただきます。

恐れ入ります、資料4「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(素案)をご覧ください。

<全体構成>

はじめに、答申書の構成について、お話させていただきます。

1枚めくっていただきまして、「目次」をご覧ください。

全体の構成としましては、

○前文としての「はじめに」の部分

○1として、「市川市におけるごみ処理の現状と課題」についてまとめたもの、

○2～4につきましては、新たな施策としまして、市長から諮問されました、具体的な3つの施策「家庭ごみの有料化」「ごみ収集回数の削減」「戸別収集の導入」についてをまとめてございます。

○最後に、「おわりに」の文章でまとめているという形式となっております。

それでは、具体的に内容をご説明させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、全体の分量が多ございますので、2回に分けて説明させていただきます。

【答申素案の説明①】（P 1～P 10）

「はじめに」

「1 市川市におけるごみ処理の現状と課題」

<はじめに>

松丸主幹：まず、1ページにあります「はじめに」の部分をご覧ください。

この部分につきましては、市長からの諮問を受けまして、今回審議をしていただきまして、答申をまとめました背景についてでございます。

諮問理由にもありましたように、市川市におきましては、ごみの減量に一定の成果を挙げてきましたが、昨今はごみの減量ペースが鈍化して、ごみの排出量が横ばい傾向となっております。

また、市内には自前の最終処分場が無いことから、継続的なごみ減量努力が求められる立場にあること。また、クリーンセンターの老朽化の問題も抱えていることから、さらなるごみの減量・資源化に向けて、従来からの施策の強化に加えまして、新たな施策の導入が求められる状況となってきたことを指摘しております。

このような状況の中、市川市におきましては、平成27年5月に「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を改定いたしまして、平成36年度を目標年次とした新たなごみ減量目標を設定した上で、目標の達成に向けまして概ね5年以内に重点的に実施する事項としまして、家庭ごみ有料化制度の導入をはじめとする新たな施策の導入を位置づけているということ。

このような経緯を踏まえまして、本審議会といたしまして、27年7月7日に市長から、この新たな施策につきまして諮問を受けて、この3つのプランについて審議を重ねた結果、本答申を取りまとめたということでございます。

前文として触れさせていただいております。

<1 市川市のごみ処理の現状と課題>

続きまして2ページ目をご覧ください。

1として、市川市のごみ処理の現状と課題でございます。ここにつきましては前振りでも触れさせていただきましたように、市川市におけるごみ処理の現状と主な課題をまとめさせていただいております。

（1）ごみ処理の現状

① ごみ処理の概要

2ページ目の（1）にございますごみ処理の現状につきましては、現在のごみの

排出量、特に家庭からの排出量が全体の3/4を占めている。また、費用につきましては、年間58億4千万円もの費用を要している。

下にご覧いただけますグラフにつきましては、ごみの量が横ばい状態になりつつあるということについてご説明するために、家庭からのごみ、特に燃やすごみの収集量のグラフをつけております。グラフにありますように、平成14年10月に12分別を始めた時期には急激に燃やすごみの量が減りましたが、最近はその量がなかなか減らなくなっている。

(2) ごみ処理における主な課題

3ページ目をご覧ください。

(2)で、ごみ処理における主な課題でございます。

この3つに関しましては、今年の7月に市民の皆様へ「広報いちかわ」でお知らせしましたように、市川市における主な問題点、3つの問題点をまとめてあります。

① ごみの最終処分の他市依存

1点目は、最終処分場がなく、他市に依存していることの指摘。

② クリーンセンターの老朽化

2点目としてはクリーンセンターが老朽化していると。

延命工事で10年間稼働期間を延長しているけれども、老朽化が進んできまして、あと8年少々で平成35年度末で稼働を終了する予定でありますので、建替え計画を進める必要がありますと。

また、ごみの処理量を削減できれば、新しい施設の規模を縮小することができて、建替え費用や運営費を削減することができるということを記載しています。

③ 分別排出の徹底

③として、分別排出の徹底でございます。

市川市では12分別をしまして、資源物として分けていただければ資源化できるという受け皿を確保してございますけれども、ごみの中を調べますと、まだ分別すれば資源化できるものが約3割も混入しているということをグラフで示させていただきます。

(3) ごみの減量・資源化の数値目標

① いちかわじゅんかんプラン21の数値目標

1枚めくっていただきまして、4ページでございます。

ここにつきましては、(3)ごみの減量・資源化の数値目標としまして、「いちかわじゅんかんプラン21」で定めました数値目標をまとめてございます。

② 各家庭におけるごみ削減目標

特に各家庭におけるごみの削減をどのくらい進めたらよいのかということにつきまして、一番下に家庭のごみ削減目標のイメージとしまして、1人1日に出しますごみの量、資源物を除きます量でございますけれども、これを発生抑制と分別の徹底を通じまして、1人1日あたり100g削減する必要があることを示させていただきます。

<2 家庭ごみの有料化について>

続きまして5ページの家庭ごみの有料化についてでございます。

家庭ごみの有料化につきましては、「いちかわじゅんかんプラン21」におきましても重点的に実施すべき施策としておりまして、また、本審議会におきましても市川市の状況を踏まえれば具体的に制度を導入すべき時期にきているとのご指摘が昨年度もあったところでございます。

そこで、ここに書いてあります内容につきましては、本市でこの制度を導入する場合において、内容はどうなるかの方向性をまとめたものでございます。

(1) 家庭ごみ有料化制度の概要

① 家庭ごみ有料化制度の概要

(1) 家庭ごみ有料化制度の概要につきましては、有料化とはどういうものかについて①の部分。

② 市川市における位置づけ

②につきましては市川市における位置づけ。

③ 他市の実施状況

③につきましては、全国の実施状況について簡単にふれさせていただいております。

(2) 目的と期待する効果

① ごみの発生・排出抑制

続きまして(2)目的と期待する効果です。

市川市におきましては、さらなるごみの減量・資源化を進める方策の一つとして、家庭ごみの発生・排出の抑制及び分別排出を促進することを目的として、家庭ごみ有料化制度の導入を図ることが適当であるということで、目的としまして、あくまでもごみの発生・排出を抑制すること。

② 分別排出の促進

めくっていただいて、②として分別排出を促進すること。この2点としてまとめ

てございます。

また、制度を導入することによりまして、期待できる効果としまして、

- ごみの減量や分別に関する市民意識の向上
- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の確保

などといったものをまとめさせていただいております。

(3) 家庭ごみ有料化制度の仕組み

① 対象品目

(3) につきましては、実際に市川市で導入するとした場合の具体的な有料化制度の仕組みについてでございます。

①として、対象品目でございます。品目ごとに方向性をまとめてございます。

ア ごみ

ごみとなる部分について説明いたしますと、燃やすごみと燃やさないごみについては手数料徴収の対象とする必要があるということ。

ただし、有害ごみにつきましては、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先とする観点から、手数料徴収の対象外とすることが適当であるとしております。

イ 資源物

次にイとしまして資源物についての考え方をまとめてございます。

循環型社会の形成に向けて、取り組みの優先順位の高い廃棄物等の発生抑制を推進する必要があることや、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の処理費用がかかっていること、また、受益と負担の公平性の面からは「資源物」でありましても「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方がございます。

一方で、資源物の分別の促進を重視するという観点からは、手数料徴収の対象とする場合でも「ごみ」よりも低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することも考えられるということを指摘してございます。

○ビン・カン

具体的な品目についての考え方でございますけれども、

ビン・カンにつきましては、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトが進んでおりまして、排出量が比較減少していることから、手数料徴収の対象外とすることが適当であるということ。

○紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

紙類・布類につきましては、紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類の分別排出を促進する必要性が高いこと。また、手数料徴収のために指定袋制を採用する

場合には出し方を変更する必要が生じることから、手数料徴収の対象外とすることが適当としております。

○プラスチック製容器包装類

つづきまして、プラスチック製容器包装類についてでございます。この点につきましては、前回の審議会におきましても議論があったところでございます。ここでまとめさせていただいた内容としましては、プラスチック製容器包装類は、リサイクルが進んだ一方で発生抑制が十分に進んでいない現状があります。また、循環型社会の形成や地球温暖化対策を重視する観点から、手数料徴収の対象として検討を進めていくことが適当である。

一方で、資源物の分別排出の促進を優先することや、実際に分別排出に取り組む市民の皆様の受容性の観点から、手数料徴収の対象外とするという考え方もあるというところで、前回は審議会の皆様からご意見がありましたけれども、手数料徴収の対象とする場合には、販売店における過剰包装の抑制を進めることですか、ペットボトル・白色トレイ等の店頭回収の促進の強化を図るということ。分別を細分化してペットボトル以外の「プラスチック製容器包装」のみを手数料徴収の対象とすることを検討すべきであると、つまり、ペットボトルは手数料の対象外としてもいいのではないかというご意見をふまえたものでございます。

ただ、手数料徴収の対象外とする場合には、分別ルールに反して資源化に適さないプラスチックごみが、資源物として排出されやすくなるおそれがあることから、適正な分別を確保するための対策を講じる必要があるとしております。

② 手数料の徴収方法

次に②手数料の徴収方法でございます。

市川市では現在も燃やすごみなどの排出に指定ごみ袋製を導入しております。しかし、今回新しく有料化する場合につきましては、他市町村でも広く採用されております、手数料が含まれた有料の指定袋による方式が適当であるとまとめてございます。

なお、指定袋の大きさ・形状等については、各世帯のごみ排出量に応じて、袋の容量が選択しやすくなるような配慮が必要なことを指摘しているところでございます。

③ 料金体系

続きまして、③料金体系についてでございます。

料金体系につきましては、最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいことや、仕組みが単純で、市民にとって分かりやすいこと、こういったことから、多くの都市で採用されております、排出量に比例して手数料が増加する「排出量単純比例型」とすることが適当であるとしてしました。

④ 料金水準

続きまして④料金水準でございます。

家庭ごみの有料化は、ごみの発生・排出抑制及び分別促進を図ることが主な目的であることから、ごみを減らそうとする経済的な動機付けが働き、ごみの削減目標の達成に向けた排出抑制効果が期待できる料金水準に設定する必要があるということ。

一方で、市民の理解を得られるよう、ごみ減量や分別に前向きに努力する世帯にとって過大な負担とならない料金水準であることも必要であるところでございます。そのため、皆様からいただきましたアンケートなどを踏まえまして、指定袋の容量 1リットルあたり1.5円から2.0円程度とすることが適当であると考えられました。

なお、プラスチック製容器包装類を手数料徴収の対象とする場合には、分別を促進する観点から、この半額以下とすることが望ましいということを指摘しております。

⑤ 手数料の減免・支援

続きまして、9ページの⑤手数料の減免や支援についてでございます。家庭ごみ有料化制度においては、排出量に応じた手数料負担が原則でございますが、減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象としてなじまないごみ、具体的には、

- 乳幼児、高齢者、障害者等の紙おむつ
- ボランティアによる清掃活動で集めたごみ
- 現状で指定袋の使用が不要である剪定枝

などについては、手数料の減免や支援が考えられると書かせていただきました。

なお、一定の経済的困窮者に対する減免措置については、手数料水準に応じた負担の程度を考慮して、その必要性を検討することが望ましいとしております。

(4) 制度導入にあたっての留意事項等

① 市民への説明・周知

最後に、(4) 制度導入にあたっての留意事項でございます。

①として市民への説明・周知であります。

家庭ごみ有料化制度の導入は、市民に新たな費用負担を求めるものでございます。また、円滑な制度の導入やごみ減量効果を高めるために、市民の理解と協力を得ることが重要であり、制度を導入する背景と目的、期待される効果などについて、市民に分かりやすく説明し、周知徹底していく必要があるとしております。

そのためには、出前説明会の開催などによる多様な手段による周知活動を実施していくことが重要であること、また、市外からの転入者や行政からの情報が伝わりにくい単身者、外国人などへの周知方法については工夫が求められるとしております。

② 不適正排出・不法投棄への対応

2点目、不適正排出や不法投棄への対策でございます。

これにつきましては、有料化すると不適正な排出が増えるのではないかと懸念が示されております。

そのためには、各地域のじゅんかんパートナーや自治会のほか、集合住宅の管理者等と連携して基本的な排出ルールの周知を進めるとともに、パトロールの強化や排出ルールについての指導を通じて、ルール違反の未然防止対策の強化を図ることが必要であるとしております。

③ 手数料収入の使途・活用方法

③は手数料収入の使い道でございます。

家庭ごみ有料化制度の導入に伴う手数料収入については、その金額や使途を明確化し、市民に分かりやすく公表していくことが必要であるということ。

また、家庭ごみの有料化は、ごみの減量や資源化を進めるための方策の一つでございますから、家庭ごみの発生・排出抑制や分別排出を促進することが目的であることから、そういったことに前向きに取り組む市民や地域への支援策の充実のために活用していくことが望ましいとしております。

答申の素案につきましては、一旦ここで説明を区切らせていただきたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

【答申素案の質疑応答①】（P 1～P 10）

三橋会長：はい、結構です。

ただいま、家庭ごみの有料化についての、答申に盛り込むべき方向、内容が示されたわけですが、これについて、皆様のご意見、ご感想などがあれば、述べていただきたいと思います。いかがでしょうか。

大場委員：一つ、7ページ、プラスチック製容器包装類、16行目からですね。これは前回は議論いたしましたけれども、有料化、プラスチックの徴収した場合のメリットデメリットが、とらない場合のメリットデメリットがあるし。そのへんがやはり、きちっと方向性が見えない限りは。この審議会でもっと議論していくべきだと思います。明確な方向性をこの中で示す、審議会の中でお願いできればなと思います。

それからもう1点ですね。料金について。8ページの24行目、「料金水準」について。この中で今回、答申に関しては指定袋の容量1リットルあたり「1.5円～2.0円程度が適当であると考えられる」と、適当であるということと市民の受容性ということがイコールではないと思うんですよね。というのは先ほどのア

ンケート（資料3）の中で、4ページの先ほど私がお聞きした問3、e-モニター、郵送アンケート。先ほどご答弁いただいたのは、300、2円ならば480円という話でしたけれども。

e-モニターだと62%が399円までにしてほしい。郵送アンケートも約54%の水準。そうすると市民の受容する範囲ということは、1円からとすべきだと思います。1円から1.5円とするのが適当と私は考えます。ご意見として。

三橋会長：いかがでしょうか。プラスチックについては議論として意見があればお出しください。

料金については、この審議会の委員の見方についてもだいたい1.5円から2円が相当と出ているのと。市民の声はあくまでも参考であって、最終的に将来的展望を見て、望ましいと審議会で議論して決めて、それを答申として書くということなので。市民の声は低い方がいいに決まっているので。「1円から1.5円がいいならそうしましょう」というようなことは、必ずしも妥当ではない。あなたの意見としては尊重しますが、この審議会で決める数字としてはいかがなものかという感じはしますよ。今までの議論から見て。

岩田委員：会長がおっしゃるとおりだと思うんですが。私が引っかけたのは、大場委員がおっしゃるように、市民の受容性を明示的に書くことで、市民の受容性をどのように考えて1.5円から2円にしたのかと問われたときに、どう答えるのかというのがありまして。減量・資源化への効果、他市の料金水準と同じレベルで受容性というものを書くことが、我々、自信を持って書けるかどうかというのはちょっと考えたほうがいいかもしれないと思いました。

三橋会長：書き方に工夫が必要ですね。1.5円から2.0円というのは、市民の受容によって決めたという書き方ではよくないと思います。市川市の行政の中・長期的な扱いの中でこれが望ましいというような書き方にしていけないと思います。市民の声がこうであるから、それに従うということであればここで議論する必要はありません。

三橋会長：さきほどご指摘のあったプラスチックの扱いについてですが。ペットボトルは別の対処の仕方を考えましょうということですね。ペットボトル以外のプラスチック製品についてはどういうふう風に扱ったらいいかについて、委員の皆さんからご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

福島委員：今回の有料化の目的、課題というのが3ページに出ていると思うんですけど。

①と②はどちらかというとお金に係る経費的な観点が強いのかなと。③は分別排出がまだ不十分だと。有料化によって分別排出を徹底していこうというのが大きな目的になると思います。その中では、プラスチック製容器包装と燃やすごみの関係を考えていくと、プラ類はどちらに入っていくのが望ましいのか。分別の促進を重視するのであれば、分別してこちらの方に流れるように、手数料徴収の対象としないとか、料金を低く抑えるとか、施策的にやっていく必要があるのかと

思います。

対極にあるのが発生抑制だろうと思うんです。後段にありますように、なかなか発生抑制という、もともと過剰包装で出てきているものですか、高齢化が進んで出来合いのパックの物を買っていくとなると、個々の努力では減らしていくのが難しいと思います。あとは、購買の際に詰め替えの物を買うとかになると思う。

分別の推進と発生抑制と比較しながら、市としてどちらに重点を置いていくのかというのが一つ。いったん有料化すると無料にもどすのは難しいと思うんですね。それから、料金を高く設定して、安く落としていくのもなかなか難しいのかなという感じがします。対象として検討していくのが適当であると書いてありますけれども、政策との関係の中で一つずつ積み上げていくようなことが適当ではないかと思います。

三橋会長：今、貴重なご指摘をいただきました。他にいかがでしょうか。

プラスチックの扱いについては非常に難しい。委員の皆さんもどうしたらいいかということ迷っている方もおられると思うんです。

安東委員：主婦としては、みんなのごみの出し方を見てみると、プラスチックは曖昧で。私たちが把握していないものがたくさんある。ことばでは「プラスチック製容器包装」となっていますが、プラスチックでできたものは、すべてそちらに入れてしまう人が多いんです。だから、その辺をもう少しはっきりしていただくと、出すほうも有料でなくても一生懸命出す感じになると思うんですけれども。「プラスチック」という頭しかないので、洗濯物を干すやつとかも全部そっちの方に行くようになってしまう。その辺は少し検討していただいて、プラスチック製の「製容器包」なんだということ。皆さんはよく把握していないので、そこにかかってくる有料ってなると、有料よりは無料がいいので、そっちの方にすべてやっていく気がするので、その辺をもっとはっきりしてもらったほうがいいかなと思いました。

三橋会長：プラスチック製容器包装類というと、プラスチックでできた「容器包装類」ですね。それとプラスチックでできているいろいろな物（製品）がありますね。それを区別するということですか。その辺を説明していただけますか。

松丸主幹：プラスチックでできているものは、確かにたくさんございます。市川市におきまして、資源物として「プラスチック製容器包装類」として分別収集してリサイクルされているものの中には、一つはペットボトル、もう一つはプラスチック製の容器と包装類ということで、いわゆるカタカナで「プラ」と書かれているリサイクルマークがついているものが資源としてお出しいただいているもの。それ以外のいわゆる製品プラ、商品プラと言っておりますけれども、商品自体が購入の目的でございますプラスチックでできましたハンガーや洗濯バサミですとか、そういったものにつきましては燃やすごみとして分けてございます。ただ、ペットボトルにしましても、プラスチック製容器包装類にしましても、汚れがとれないものはリサイクルに支障がありますので、燃やすごみでのご案内しているところであ

ります。

石井委員：付け足しになるかもしれませんが、もともと法律が容器包装リサイクル法という法律なもので、容器でないリサイクル法にのらないもんなんです。プラスチックだからどうのこうのではなくて、容器ならばプラでも紙でも、そういうリサイクル法があることで、今回リサイクルのほうに流れができていますものですから。プラスチックがベースがそうなんです。容器でないリサイクルの流れに乗れないという中で、市川市ではやられていると思うので。中間処理施設でも、容器か容器でないか分けて、手選別で分けているんですね。逆に、分けなくて量が増えた場合には、よけいコストがかかる流れが市川市ではできている。その点を心配していて、では燃やしたほうがいいのかという考えも持っている中で、すごく難しいことなんです。

松本委員：製品プラスチックで、例えば、コーヒーを飲むプラスチックのコップは製品ですよ。そうすると、それはプラではないですよ。出来上がっているプラスチックは製品ですよ。私はちゃんと自治会では言っているんです。製品プラスチックは燃やすごみよ。

宮方委員：よくたまごが入っている受け皿。くしゃくしゃしたもの。紙みたいなやつもあればプラスチックみたいなくしゃくしゃしたもの。

福島委員：「P」のマークがついているかついていないかでまず判断。

石井委員：カバーは容器だけれど。中身は製品です。

柳沢委員：すごく迷う。プラスチックを無料にしたときに、これもプラスチックで出しちゃうとか、そうことになりかねないから心配してるんです。

松本委員：集積所によくプラスチックのバケツが出ていて、これは回収できませんと貼ってあるわけですよ。なんでこれプラスチックなのにと、それが製品との違い。

原木委員：その辺は市民はよくわからないですよ。

三橋会長：プラスチックの問題はなかなか難しい。容器包装類なのか、プラスチックの製品なのか、この辺の混同も依然としてあるようですから。答申にまとめて一つの結論が出た場合も実施するにあたっては、今ここで議論したことが明確になるような、行政としての広報が必要になると思います。何らかの形で答申に明記することができるかどうかは別として、何かの特記事項として扱えるかは、難しいことですが検討してみてください。

三橋会長：他にこの有料化の問題についてご意見ございますか。

福島委員：ここでいう話かはちょっとあれですけど、一つは「2 家庭ごみの有料化」について、目次に戻っていただくと、「3 収集回数」、「4 戸別収集の導入について」は、構成が（1）に趣旨、（2）に方向性、（3）が留意事項等と一致している。「1 家庭ごみの有料化」も同じ方がわかりやすいのかなと思ったんですが。先ほどご説明聞いている中では、有料化する場合の具体的な内容についてここで

審議したということですので、5ページの2-(1)の間にその辺の趣旨を書いたほうがいいのかなど。有料化についての結論はどこにあるのかと思ったんです。

(2)の下の3行ですと今までの審議会の中身と変わらないことになるので。具体的に仕組みのところが今回の趣旨になるのかと思うが。どのように検討したのかを頭の文章に入れたほうがいいのではと思うんですが。

もう一点。1ページに遡って恐縮なんですけど、最初の段落と次の段落との関係なんですけれども。最初の段落では、減量と資源化に成果を挙げてきました。2つ目の段落で、排出量が横ばい状態となっています。効果があってリバウンドがなければいいことではないかと思ったんですが。2段落目の2行目、全体で言うと9行目、「対策の強化が求められている中で、近年は」の間に、「さらなるごみの減量・資源化が求められるところであるが」みたいな文言を入れると、繋がるんじゃないかなと思いました。

同じような例示になってしまうので、14行目のところは、カットするような形にしたほうがいいのかなど。意見としてです。

三橋会長：整合性のある書き方が必要だと思いますので、参考にしてください。

岩田委員：文章上のことなんですけれども。7ページの「プラスチック製容器包装類」のところなんですけど、この部分の最初の段落で、「検討を進めていくことが適当である」と書いてあって、その次の段落で、21行目で、「一方で」こういう考え方もあるとなっていて、どうもしっくりきません。我々審議会として、答申として「〇〇が適当である」として言っておきながら、一方ではこういう考え方もあるという流れがどうもおかしいと感じます。こういう考え方やこういう考え方があるんだけれども、我々はこうすることが適当であると判断した、というような流れが普通だと思います。ちょっと書き方を工夫して欲しい。少なくとも、「一方で」というのは何かおかしいと思いました。

それから別の観点の話なんですけど、最初の段落が分別収集でリサイクルが進むんだけど、発生抑制が十分でないので手数料の対象とすることができると書いてあるんですけど、次の段落では、分別を優先するために手数料徴収の対象外にするということが書いてあって、どうもそこらへんの、何のため何、何のため何という関係がわかりにくいと考えました。したがって、このあたりをもう少し整合性が取れた形の論理的な文章にさせていただければと思います。

三橋会長：今ご指摘のあった7ページの「プラスチック製容器包装類」について、私もこれを読んだところで、一方でというのは並行になってしまっていて、「答申としてはどうなっているの」という疑問を投げかけてしまいますね。この辺は方向性をはっきりと決めたいので書くように心掛けてもらったほうがいいと思います。

三橋会長：その他にいかがですか。

それでは、また問題があればご指摘いただくとして、次の「3 ごみ収集回数の削減について」をお願いします。

【答申素案の説明②】（P 1 1～P 1 3）

「3 ごみ収集回数の削減について」

（1）ごみ収集回数の削減の趣旨

松丸主幹：それでは続きまして、資料の11ページをご覧ください。

3番として、ごみ収集回数の削減についてでございます。

（1）には、市川市におけるごみ収集回数の削減について書かせていただきました。このごみ収集回数の削減につきましても家庭ごみの収集体制の見直しという
ことで、いちかわじゅんかんプラン21の重点施策の一つとしていること。

また、今後、ごみの減量や人口減少等に伴って、ごみの収集量が減っていくという
ことがあった場合、収集効率の確保、維持をするという効果も期待できると示
しています。

（2）分別区分毎の方向性

（2）分別区分毎の方向性についてでございます。

12分別ごとのごみ及び資源物について、どうしていくかについてまとめてござ
います。

① 燃やすごみ

まず、①としまして、燃やすごみにつきましては、ごみの減量や資源物の分別排出
を促進するため、現状の週3回から週2回へ削減することが適当であるということ。

② 燃やさないごみ・有害ごみ

②としまして、燃やさないごみ・有害ごみ。これは現在、別々の分別区分でありま
すけれども、同じ日に収集しているものがございます。これについては、一人当た
りの収集量が少ない現状や近隣市の千葉市に比べて収集回数が少ない状況を踏ま
えまして、現状の週1回から2週に1回（月2回）へ削減することが適当であると
しています。

③ ビン・カン

また、③のビン・カンにつきましても、現状の週1回から2週に1回（月2回）へ
削減することが適当であるとしています。

④ 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

続いて12ページをご覧ください。

紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類でございます。現在、燃やすご
みに含まれて排出されております、紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類
の分別排出を促進する必要性が高いこと。また、収集日が雨天の場合はリサイクル

する上での品質を確保するため、具体的には濡れてしまうとリサイクルに支障をきたす、ということから、雨の日は、排出を控えるよう市民にお願いしていることもございますので、雨の日が続きますと収集日がなかなか確保できないことになりかねませんので、現状では週1回の収集回数を維持することが適当であるとしています。

⑤ プラスチック製容器包装類

⑤のプラスチック製容器包装類につきましては、資源物として分別排出を促進する観点から、現状の週1回の収集回数を維持することが適当であると考えているところでございます。

(3) 留意事項等

① 収集削減時の留意点

(3) 留意事項でございます。

まず、収集回数削減時の留意点でございますけれども、

ア 祝日収集の実施

アとして、燃やすごみにつきましては、現在週3回のところを週2回にするわけでございますので、基本的には、祝日（祝日の振り替え休日を含む）の収集を実施することが適当ではないかということでございます。必ず、週2回の収集回数は確保するという事に繋がります。

また、その他の品目については、世帯あたりの収集量の状況を勘案して祝日収集の実施が必要なかどうかを検討するという事にしております。

イ 生ごみ対策の推進

次にイ生ごみ対策の推進でございます。

これは、市民との意見交換会の中でも出される話ですけれども、燃やすごみの収集回数が減りまして、各家庭で保管する時間が長くなりますと、

○悪臭対策をどうしたらいいのか

○生ごみは分別できないのでどうしたらいいか

というお話が多ございます。ですので、資源物として分別収集の対象とならない生ごみにつきましては、各家庭におけます減量対策とか、保管時の悪臭抑制について推進することが必要となってくると考えます。

ウ ごみ集積所のキャパシティの確認

最後に、ウでございます。これは、委員の方々からもご意見がありましてけれども、ごみ集積所のキャパシティの確認でございます。ごみ収集回数の削減によって、一収集日あたりの排出量が増加する形になります。これは、燃やすごみにつ

いては、顕著な形ででてくると考えています。ですので、既存のごみ集積所の容量が十分であるか確認するとともに、今後、新たに設置するごみ集積所の設置基準についても、必要に応じて検討を行うことが必要だと考えております。

② さらなる収集回数削減の検討

13ページの②でございます。

これは、さらなる収集回数の削減の検討ということで、書かせていただきました。委員の皆様からも、事務局から出した削減の案に加えて、もっと、収集回数を減らせるごみがあるのではないかとのご指摘がありました。

具体的には、燃やさないごみ・有害ごみ、ビン・カンについては、月1回程度でも十分ではないか、というご意見。紙類・布類については、回数は減らさないということでありましたが、2週に1回でもいいのではないかとご意見もございました。これについては、今後の収集量の推移等を踏まえて、継続的に見直しを検討する必要があるということで、指摘しているところでございます。

続いて14ページをご覧ください。

三橋会長：14ページの「4 戸別収集の導入について」はまた別に議論していただきたいと思えます。

松丸主幹：はい。

【答申素案の質疑応答②】（P11～P13）

三橋会長：ごみ収集回数の削減について説明がありました。この点について、ご意見なりご感想なり、どうぞお出してください。

松本委員：11ページの30行ビン・カンですが、これは、新しい方向性になった場合に、記載を変えるのでしょうか。今はビン・カンと紙類は、一緒の日になっているんですね。なので、これ、わかりにくいんですね。ビン・カンは2週に1回にして、紙類を現状の週1回にしたら、わかりにくい。

松丸主幹：現在は、ビン・カンと紙類を、同じ収集日に違う車で運んでいます。そうした場合に、紙・布については今のままの収集回数、ビン・カンについては収集回数を減らしたときに、具体的に収集曜日はどうなるのかというお話だと思います。これにつきましては、意見交換会の中でも例示としてカレンダーのイメージを付けさせていただいているんですけれども、紙類・布類の収集日とビン・カンの収集日を別にするというのが、一つ考えられます。

また、そのときに、燃やさないごみは2週に1回にしますので、それと組み合わせるような形で、例えば、第1週の月曜日はビン・カン。第2週の月曜日は燃やさないごみ。というような形で、交互に組み合わせる考え方もあります。

現状で、審議会の議論として、こういうカレンダーにすべきというところまでは議論していなかったと思いますので、そこまでの表現には説明がありませんが。

三橋会長：この点につきまして、こうした方がいいというのは何かありますか。

松本委員：わかりにくいので、わかりやすくしていただければ結構です。

三橋会長：それではわかりやすくしてください。

大場委員：11ページの12行目、「排出量が減少すること」から、19行目の「近隣市との状況も踏まえて」、一つはここで確定要件になっているように見える。12行目が。これは今回は見極めなければこういうような表現はできないんじゃないかと思いますが。19行目は、近隣市の導入したところで効果がでているのであれば、その状況を踏まえるのかはどのような状況なのかもう少しわかりやすく。

それから12ページの「留意事項」ですね、一つは「祝日収集の実施について」というところですけども、19行目ですね、これについては、祝日収集の実施を検討することとありますけれども、10月20日のときに、祝日収集についても、石井委員からありました、日数にすると年間10日くらい、全員が休日出勤、人員を増やしてシフトを組んで交替で休む仕組みを考えなければとおっしゃってました。要するにコストがかかるということを明記すべきじゃないか。業者さんにはその分人件費を支払っていかなくてはいけない。留意点として加えておくべきではないかということです。

それから、最後です。33行目。ごみ集積所のキャパシティの確認、ここが曖昧なので、必要に応じて検討というニュアンス。マンションとか集合住宅が市の2/3を占める。施策のひとつ、これを成果を出すためには、そのところがやっぱり必要に応じてということが、どういうことを答申として入れていくのか。少し具体的にした方がいいんじゃないかと思います。

三橋会長：有意義なご指摘だったと思います。文書作成をできるだけわかりやすくしてください。

福島委員：文書の語尾の問題。11ページ(2)、19行目、さきほど大場委員が言われたように「状況も踏まえて削減を検討をする必要がある」と言っていますが、①から具体的に言っていますので、「ふまえて検討した結果、次の通りとすることが適当である」と言い切りでよろしいのではないかと思います。

先ほど副会長から言われた件についても、(2)の前説の下に入れるのか、それとも留意事項のアイウのところに入れるのかは事務局の検討だろうと思いますが。「収集回数削減に伴っての分別区分の見直し」というものを項目として入れるとわかりやすいのではないかと思います。

三橋会長：ありがとうございます。今のご指摘はとても重要な指摘だと思います。

(2) 分別区分毎の方向性で「検討する必要がある。」という書き方では答申になりません。他にもそういう表現があったと思いますけれども。「検討する必要がある」という書き方ではなく、答申ですから「検討した結果、こういう方向が望ま

しい」という書き方にしないと答申になりません。その辺の表現の仕方を更に工夫してください。

岩田委員：文章的なことですが、13ページの「②さらなる収集回数削減の検討」の部分です。〇〇であるとの意見や、△△であるとの意見もあると書いている。先ほどの説明では、委員の中にこういう意見があったというご説明でした。実際そうなんでしょうが、答申として週何回がいいとか書いているものですから、よっぽど何か揉めたときに併記もあるとは思いますが、ひとつの皆さんの合意でまとめた答申の中で、こういう意見も、こういう意見もあるとは書かないほうがいいのかなと思います。書き方の問題だと思いますが、「答申としてはこれが適当である」とするのがよろしいと思います。

もう一つ、12ページ、「ウ ごみ集積所のキャパシティの確認」とあるんですが、文章上、集積所の容量と書いてありまして、見出しにわざわざカタカナの言葉を使う必要があるのかどうかですね。役所の文書でやたらカタカナが多いと批判されることも少なくないですから。もし、容量で問題なければ容量で、何か特別な意味を持たせたいなら、そういった意味がわかるような書き方をした方がいいと思います。

三橋会長：今のご指摘も、適切なお指摘だったと思います。特に13ページの②の書き方もご指摘のとおりだと思います。要するに「やってみてさらに削減できるようなら、削減していく」というような書き方でよいのではと思います。「意見がある」という書き方では審議会の質が問われかねませんね。

次回は答申（案）を作成してもらうわけで、文章の言い回しとか言い方をさらに検討していただくことになりますので、今日のようなご意見があれば、積極的にお願いします。容量をキャパシティとしたのも、ケアレスミスのような感じもしますけれども。

三橋会長：それでは、次の「4 戸別収集の導入について」。これは、前回の審議会でこれまで事務局が検討してきた戸別収集方式に対して、どちらかといえば修正するような内容になっていると思いますので、この点については、説明の後、ご意見をいただきたいと思います。ではお願いします。

【答申素案の説明③】（P 1 4～P 1 5）

「4 戸別収集の導入について」

（1）戸別収集方式の趣旨

① 戸別収集方式の概要

松丸主幹：では、14ページ、4番の戸別収集の導入についてをご覧ください。

（1）につきましては、市川市におけます戸別収集方式の趣旨について書いております。

戸別収集方式は、建物ごとに、各世帯が道路に面した場所にごみを排出するという方法でございますので、排出ルールの遵守等、排出者責任の徹底につながるということが考えられるということ。

② 対象世帯

②として、対象世帯ですけれども、原則として、**戸建て住宅**の世帯が対象となるということ。しかし、ごみ収集車の通行が困難な道路狭あい地区などは、対象とすることが**困難**であります。

また、**集合住宅**では、引き続きごみ**集積所**に排出することとなるという、一般的なことを書かせていただいております。

③ 期待する効果

ア ごみの減量・分別に関する排出者の意識の向上等

③として、期待する効果でございます。

ごみを排出した世帯が明確になりまして、ごみの減量・分別に関しまして、排出者の意識の向上が期待できますということです。また、ルール違反があった場合には排出者に対する指導、啓発がしやすくなる効果が期待されるということです。

イ ごみの排出、ごみ集積所に係る負担軽減

また、イとしまして、ごみ集積所に係る負担軽減でございます。ごみを出す場所が近くなることで、ごみの排出作業が困難な高齢者等の方にとっては、ごみ出し作業の負担が軽減されます。また、ごみ集積所の維持管理の負担やごみ集積所に関する住民間のトラブル減少につながるということが期待されるということを書かせていただいております。

④ デメリット及び留意点

ア 収集費用の増加

4番として、デメリット及び留意点でございます。

まず、収集費用の増加でございます。現在の集積所収集の場合よりも収集効率が低下しますことから、収集費用の増加が見込まれます。他市の事例を参考にしまして約30%の増車が必要となると仮定いたしますと、道路狭あい地区を対象外とした場合でも、年間約5億円ものコスト増となってしまいます。

イ その他の留意点

15ページのイ、その他の留意点としましても、市川市では

- 戸別収集の対象外となる集合住宅の世帯が全世帯の約2/3を占めること
- 道路狭あい地区への対応が難しい
- 現状で排出状況や維持管理に問題の無いごみ集積所の取り扱い
- 戸建て住宅の宅地造成に伴いまして、土地が共有持分となっているごみ集積所の取り扱い
- 戸別収集の導入時に各世帯で講じる必要のあるカラスや小動物への対策の方法

○ごみの排出者が特定しやすくなることによるプライバシーへの配慮が考えられるところです。これらは、意見交換会の中でも市民の皆様から、意見や質問としてご指摘がございました。

(2) 今後の方向性

(2) 今後の方向性でございます。

戸別収集の導入につきましては、現状の集積所収集に係る問題点の解消などの面におきましては、期待される効果は大きいと考えております。

しかし、一方で、収集費用の大幅な増加が見込まれること、導入時に留意すべき点が多いこと、また、市民アンケートにおきましても、現状の集積所収集方式のままで良いとする意見も非常に多ございます。

そのため、戸別収集の導入につきましては、費用対効果、留意点への対応、市民のニーズ等を踏まえて、さらに時間をかけて慎重に検討を進めるべきであるとしております。

なお、その際は、全市的な導入のみにこだわらずに、ごみ出し作業の支援を必要としている心身の不自由な高齢者・障害者等や、現状で大きなトラブルを抱えている集積所など、対象を限定した方策を含めて検討することが望ましいということでもとめさせていただいております。

戸別収集方式の導入につきましては、以上でございます。

【答申素案の質疑応答③】(P14～P15)

三橋会長：戸別収集方式についてご説明いただきました。

ご意見、ご感想をご自由にお出しください。

当初の議論では、戸別収集方式にしようとう原案だったと思いますけれど、審議や市民アンケートの議論の結果、現状でもそれほど問題はないのではないかとということで、今回は時間をかけて慎重に検討するというところで、先送りにするという結論ですね。

それについて、ご意見ご感想などあれば。

大場委員：内容の中で、一つは14ページの「④ア 収集費用の増加」の33行目。年間約5億円のコスト。断定しておりますけれども、審議会の中で、8月27日の審議会の時、狹隘道路を対象外とした場合ですけれども、その他の、戸別収集だけではなくて祝日収集の費用などが計算されていないと思うんですよね。といったところで5億円と断定してしまうのはどうか。

それから、戸別収集の導入を先送りせざるを得ないということですが、その留意点ですよね。もう少し。15ページのイのその他の留意点、留意点が羅列されているだけですけれども、非常に重要なことが書いてあります。今後検討を続けたいということであれば、もう少しここを市民がわかりやすいように詳細に留意点の詳細をあげるのもいいのではないかと思います。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

原木委員：集積所のトラブルあるところが、何ヶ所かあると思うんですよね。そういうところをそのままやっといういいかどうかということ。高齢者で本当にごみ出しできないような方には、本来は近隣のお互い様の助け合いでやるのがいいと思うんですが、そういうこともできないような方には、ある程度の救済措置をとってやるのがいいのか、その辺をちょっと感じましたけれども。

三橋会長：その点については事務局も考えていると思いますけれど。説明してください。

村越課長：ごみ置き場のトラブルというのは、私どもの職場で取り扱っておりますが、日常、毎日のように発生しております。それが、周囲を巻き込んだ大きなトラブルなのか、少人数でお隣同士なのか、様々ですけれども（原木委員：大きいトラブルです）、件数自体は、入っている数を把握していないんですけれども。結局はごみ置き場の位置とか使い方ですとか、汚くて誰も掃除をしないとか。

一度、実態調査をした際には、その時点ではルール違反のごみがでてるのは1割程度。大きい小さいは、今は数字がわからない。うちの方のイメージとしては、人が絡んでいて、人の合意形成ができていないというところはかなり長引いているのがありますし。収集車がどこまで入れるかの具体的なところもある。答えにちょっとなってないかもしれませんけれども。

人同士のトラブルは問題解決まで長引くというのがあって、それであきらめてしまっ、うちの前にごみ袋が30個もありますとか。私どもとしては、そういったところも救ってあげられる一つの方法として、選択ができればというふうな意味合いも含めて。

三橋会長：さきほど大場委員がおっしゃった年間5億円の問題だけど、5億が適切であるかはわからないけれども、戸別収集にむけてはかなりお金がかかるということは何らかの数字で示さないと、今回は戸別収集を検討課題にしたということの説得力は弱くなると思います。何らかの金額表記は必要だろうと思います。ただ、大場委員の指摘した点は、配慮しながら、書き様は工夫してください。

それでは、最後の部分の「おわりに」について。

【答申素案の説明④】（P 1 6）

「おわりに」

松丸主幹：それでは、16ページの「おわりに」をご覧ください。

最後のまとめの部分になりますけれども、2段目の段落をまずご覧いただきたいと思います。

この3つの施策の目的や効果につきましては、相互に関連したものでございます。ですので、各施策の導入にあたっては、市川市におけるごみ減量・資源化の必要性でありますとか各施策の趣旨や内容につきまして、市民へ分かりやすく説明、周知しまして、円滑な制度の導入を図ることが必要だということを書いております。

次の段落につきましては、

この3つの施策に関しましては、例えば有料化であるならば、新たな費用負担が発生する、収集回数を変えることであればごみの排出方法の大きな変更になりますことから、市民の生活への影響を伴うものでございます。ですので、ごみの排出量の推移、市民の受容性、社会経済状況等を勘案して、検討する必要があると考えますということです。

さらには、さらなるごみの減量・資源化を進めるためには、新たな3つの施策だけではなく、従来から実施している施策の見直しでありますとか、他の新規施策の導入も必要であるということ、また、複数の施策を複合的かつ効果的に実施していくことによって、可能な限りごみが出ない環境の定着に向けまして、市民のライフスタイルの変革を促進していくことが重要と付け加えさせていただきました、「おわりに」の文章にさせていただきました。

以上でございます。

【答申素案の質疑応答④】（P 1 6）

三橋会長：ありがとうございました。

この「おわりに」について、さらにこういうような考え方があるとか、言葉が必要でないか、そういうのがあればお出してください。

岩田委員：「おわりに」の部分で3つの新たな施策が同じような位置づけで書かれているのですが、答申の内容を見ると、先ほどの戸別収集は先送りになっているわけで、それぞれ実際の具体化までの熟度が異なっている。その場合に3つの施策について同じようにこうだこうだと書くほうがいいのか。それとも、有料化についてはで

きるだけ速やかに具体化するべきだ、戸別収集については審議会の意見としてどうこうすると、そういう書き方をした方がいいのか、そこは考える必要があるのではと思いました。

代谷委員：私は DVD を見せていただいたときに、3つの施策を考えているということで、かなりその3つのインパクトは大きかった印象があるんですね。有料化をするに向けて、戸別収集をするってことも有料化の費用の中に含まれているだろうと思っていたんですけども。戸別収集もするということを含めた有料化だという印象だったんです。戸別収集については、私も、必要性はあまり、アンケートの結果を見ても、一番大きいのは、受益者負担の公平性ということを考えてときに、集合住宅が2/3以上ということを見ても、一つちょっと質問であるんですが、有料化の大前提の中に戸別収集があつての有料化だったのか。それが最後に答申出すにあたって、今おっしゃったように、結論を3つ出すのか。私の個人的な考えは、戸別収集はまだちょっと早い。まずは段階的に、有料化をしてからその状況を見てというほうが、無難ではないかなと強く感じてはいました。

三橋会長：それはおそらく、この審議会の委員の皆様も同じように考えている方が多いのではないかと感じています。立体的に書く必要がある。戸別収集、書き方はいろいろあるかと思う。当初は考えていたんだけど、検討する課程においてその実施はまだ早いのではないかと、とか。3つの施策、3つの施策と書いてしまうとそこから逃げられなくなってしまう。あまりそれにこだわらないで、もう少し立体的に、答申として、市長のやって欲しい施策と今回は検討課題としたものを区別して書いたほうがいいと思います。

「おわりに」が格調高くない。せつかくこれまで審議してきたもののまとめとして、もう少し心をそそるような、格調高い書き方を工夫してもらいたいと思います。

【審議の終了】

三橋会長：よろしいでしょうか。次回は答申の案を作ってもらって、事務局から読んでもらって、それについての議論が中心になると思います。答申案を事前にお配りして見ていただく時間的な余裕がなければ仕方ないが、1日でも2日でも、事前に郵送でもできれば、見てもらってご意見をだしていただきたいと思います。その辺は事務局で作業具合を考えてください。

以上をもちまして、今日の議題はすべて終わりましたのでマイクを事務局へお返しします。

【事務連絡等】

竹中課長：ありがとうございました。

本日頂戴しました意見を踏まえまして、次会の審議会では、今、会長がおっしゃったように最終的な答申案をご審議いただきたいと考えております。

次回の当審議会の日程についてお伺いしたいのですが、

年明けの1月22日金曜日10時から、開催したいと考えております。

場所は、同じくこの建物の2階にも会議室がございまして、この2階会議室にご案内いたします。

すでにご予定があり、ご都合がつかない方がいらっしゃいましたら、申し訳ありませんがお手を挙げていただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは正式な通知は後日郵送させていただきます。

以上でございます。

【閉 会】

三橋会長：それでは、今日の審議会はこれで終わりたいと思います。

ご参加いただき、活発なご意見を出していただき、ありがとうございました。

(閉会：午前12時00分)